

平成30年1月19日

問題	単元名	設問文	正解	解説
共通問題①	1 防災の基本理念	① 日本の防災の基本理念は、災害対策基本法に規定されている。	○	
		② 日本の防災の基本理念は、災害救助法に規定されている。	×	日本の防災の基本理念は、「災害救助法」ではなく、「災害対策基本法」に規定されている。
		③ 災害対策基本法の基本理念の一つに、「災害が発生した場合における被害の最小化と迅速な回復を図ること」が規定されている。	○	
		④ 災害対策基本法の基本理念の一つに、「住民一人一人が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること」といった「公助」についての考え方が規定されている。	×	「住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること」は、「自助」と「共助」についての考え方である。【災害対策基本法の第二条の二第二号】 なお同法には、「国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保する」と、「公助」についての考え方も規定されている。
		⑤ 災害対策基本法の基本理念の一つに、「災害に備えるための措置として、被害の発生を抑止するためのハード対策を重点的に講ずること」が規定されている。	×	法律の正しい条文は、「災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること」であり、ハード・ソフトを組み合わせた対策の実施が規定されている。【災害対策基本法の第二条の二第三号】
		⑥ 災害対策基本法の基本理念の一つに、「人材、物資その他の必要資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること」が規定されている。	○	
		2 防災マネジメント	① 防災マネジメントを実施するにあたり、理解しておくべき要素は、防災に関する「地域の災害リスク」、「法制度・計画」、「災害対策」、「組織運営」である。	○
② 「計画管理」とは、ハザードと地域の脆弱性を理解したうえで、地域のリスクを評価し、事前・事後の災害対策を計画し、継続的に改善を図るプロセスのことである。	○			

問題	単元名	設問文	正解	解説
共通問題①	2 防災マネジメント	③ 「実行管理・組織管理」とは、リスク管理を通じて得られるリスク評価の結果や、災害経験を通じて得られる教訓等をもとに、災害に関する法律や計画等を策定・修正するなど、継続的に改善を図るプロセスのことである。	×	「実行管理・組織管理」とは、正しくは、平常時および災害時において、組織が決定した災害対策（被害抑止対策、災害対応準備対策、災害対応業務）を、平常時の業務や訓練、災害時での対応を通じて実行し、その進捗状況を評価し、継続的に改善を図るプロセスのことである。  設問の「リスク管理を通じて得られるリスク評価の結果や、災害経験を通じて得られる教訓等をもとに、災害に関する法律や計画等を策定・修正するなど、継続的に改善を図るプロセス」は、「計画管理」である。
		④ 「実行管理・組織管理」とは、平常時および災害時において、組織が決定した災害対策を、平常時の業務や訓練、災害時での対応を通じて実行し、その進捗状況を評価し、継続的に改善を図るプロセスのことである。	○	
	3 地域の災害リスク	① 地域に影響を及ぼす恐れのあるハザードと地域の脆弱性を理解のうえ、地域における被害を予測し、その結果を基に災害対策を計画し、適宜見直しを図ることで、継続的に改善を図る。	○	
		② 被害は、地域に影響を及ぼす恐れのあるハザードによって決定される。	×	被害は、「地域に影響を及ぼす恐れのあるハザードと地域の脆弱性の相関により決定される。」が正しい。
		③ 災害対策の立案にあたっては、地域における被害想定と災害の発生確率によるリスク評価を行い、被害を防ぐ対策である「被害抑止対策」と、地域の脆弱性を低減させる「災害対応準備対策」の両面から対策を検討することが求められる。	○	
		④ 被害は、地域に影響を及ぼす恐れのあるハザードの大きさと、地域の脆弱性の相関により決められる。	○	

問題	単元名	設問文	正解	解説
共通問題①	4 ハザードの理解	① 災害は、台風や豪雨などの天変と地震や火山噴火などの地異などといったハザードの種類や強さのみで被害の内容や度合が決まる。	×	台風や地震がどれほど大きくても、ハザードだけではただの自然現象である。「台風や豪雨などの天変と地震や火山噴火などの地異などといったハザードと、地域(人間社会)の脆弱性が出会うことにより災害となる。」が正しい。
		② 地震、豪雨など、被害をもたらす原因となる現象を「災害」という。	×	地震、豪雨など、被害をもたらす原因となる現象は、「災害」ではなく「ハザード」である。
		③ 「災害」とは、ハザードによって人間社会が受ける被害のことである。	○	
		④ ハザードには、地震災害、津波災害、火山災害、土砂災害などがある。	×	地震災害、津波災害、火山災害、土砂災害は、「ハザード」ではなく、ハザードによって引き起こされる「災害」である。「ハザード」は、被害をもたらす原因となる現象のことであり、地震、火山噴火、台風・豪雨、豪雪などがある。
		⑤ 地震の発生により引き起こされる災害には、「地震災害」、「津波災害」、「土砂災害」がある。	○	
	5 地域の脆弱性の理解	① 地域の脆弱性は、地盤条件等の自然環境、住宅の位置などによって決まり、地域の過疎化や高齢化の度合いなどは、その決定する要因とはならない。	×	地域の脆弱性は、「ハザードの影響を受ける人々、財産、システム等の被害対象(曝露)だけでなく、被害を受けやすくするような社会的な環境や建物の構造などの資産の特性や状況によって決定される。」が正しい。
		② 「地域の脆弱性」とは、ハザードにより被害という影響を受ける程度のことである。	○	
		③ 「地域の脆弱性」については、自然条件の変化のみならず、社会環境の変化も災害リスクを高める要因となる。自然条件も社会環境も常に変化しているため、継続的に見直し、リスク評価に反映させる。	○	
		④ 「地域の脆弱性」については、自然条件の変化のみが災害リスクを高める要因である。	×	「地域の脆弱性」については、「自然条件の変化のみならず、社会環境の変化も災害リスクを高める要因となる。」が正しい。 このため、継続的に見直し、リスク評価に反映させることが重要である。

問題	単元名	設問文	正解	解説
共通問題①	6 法制度・計画	① 我が国の災害対策は、「災害対策基本法」に基づくほか、水防法、災害救助法、大規模地震対策特別措置法などの他の個別法に基づき、防災に関する様々な計画に従って実施される。	○	
		② 「地域防災計画」は、「災害対策基本法」に定められた内容に基づき作成する。「個別法」に定められている、ある災害に特化した対策については、地域防災計画とは別の計画で作成する。	×	「地域防災計画」は、「災害対策基本法」に定められた内容に基づき作成することを基本とするが、「個別法」には、特定の災害について「地域防災計画」に記載すべき事項を定められており、その項目も踏まえ作成する必要がある、が正しい。
		③ 「災害対策基本法」に基づく「防災計画」体系のほか、「個別法」に基づく「地震対策のための計画」体系や、ある災害に特化した「地域防災計画」に記載すべき事項を定めた「個別法」が存在する。	○	
	7 災害関連法	① 「災害対策基本法」は、あくまで基本法であることから、災害発生後の「災害応急対策」及び「災害復旧」について規定しているものの、災害発生前の「災害予防」については規定していない。	×	「災害対策基本法」は、第1条の目的において、「災害予防、災害応急対策、災害復旧(略)その他必要な災害対策の基本を定めること」とあり、「災害予防」についても規定している。  なお、同法の第4章の「災害予防」では、防災訓練義務や指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等、避難行動要支援者名簿の作成等について規定している。
		② 応急期の主な法律としては、「災害救助法」や「水防法」がある。	○	
		③ 「地震災害」や「津波災害」「火山災害」など、各々の災害特有の法律がある。	○	
		④ 全般的な救済援助措置の法律である「激甚災害法」は、応急対策にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。	×	「激甚災害法」は、「応急対策」ではなく、正しくは、「災害復旧事業」等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。
		⑤ 復旧・復興期の主な法律としては、「災害救助法」や「水防法」がある。	×	「災害救助法」や「水防法」は、正しくは、「応急期」の法律である。

問題	単元名	設問文	正解	解説
共通問題①	8 防災計画	① 都道府県防災会議および市町村防災会議は、「災害対策基本法」の規定に基づき「地域防災計画」を作成しなければならない。	○	
		② 都道府県防災会議および市町村防災会議は、「防災基本計画」に基づき「地域防災計画」を作成し、災害対策基本法に変更があった場合のみ、地域防災計画に検討を加え、必要があるときは修正しなければならない。	×	都道府県防災会議および市町村防災会議は、「防災基本計画」に基づき「地域防災計画」を作成し、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があるときは修正しなければならない、が正しい。 【災害対策基本法第40条、第42条】
		③ 「防災基本計画」は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で「防災業務計画」や「地域防災計画」の基本となるもの。	○	
		④ 中央防災会議が作成する「防災基本計画」は、防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項が定められている。	○	
		⑤ 災害対策基本法第40条、第42条の規定に基づき、都道府県防災会議・市町村防災会議等は、中央防災会議が作成する「防災業務計画」に基づき地域防災計画を作成し、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があるときは修正しなければならない。	×	「防災業務計画」は、指定行政機関や指定公共機関が作成する計画であり、中央防災会議が作成するのは「防災基本計画」である。  正しくは、「災害対策基本法第40条、第42条の規定に基づき、都道府県防災会議・市町村防災会議等は、中央防災会議が作成する「防災基本計画」に基づき地域防災計画を作成し、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があるときは修正しなければならない。」である。 【災害対策基本法第40条、第42条】

問題	単元名	設問文	正解	解説
共通問題②	1 災害対策	① 災害対策は、警報の発表や避難の実施などの直前対策、災害応急活動(被災者の支援を含む)、災害復旧、災害復興、そして平常時に戻って次の災害に備える災害予防といったサイクルで実施される。	○	
		② 避難勧告等の発令は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するためのものであり、「空振り」も「見逃し」も許されない。	×	「空振り」は経費や時間の無駄のようにとらえられがちだが、この「空振り」があるからこそ「見逃し」がないことになる。 住民の生命・財産を守るために、「空振り」は許されるが「見逃し」は許されないといった原則を踏まえて、災害対応にあたることが重要である。
	2 災害への備え	① 災害への備えとして、東日本大震災では防潮堤の建設などの被害抑止対策(ハード対策)の限界が認識されたため、現在では被害抑止対策よりも迅速な避難の実施などの災害対応準備対策(ソフト対策)を中心に進めるのが政府の方針である。	×	東日本大震災では、被害抑止対策(ハード対策)の限界と災害対応準備対策(ソフト対策)の必要性が認識された。 被害抑止対策(ハード対策)と災害対応準備対策(ソフト対策)を適切に組み合わせて一体的に災害に備えるための措置を推進するのが正しい。
		② 「災害への備え(災害予防)」は、「被害抑止対策」と「災害対応準備対策」からなる。	○	
		③ 「被害抑止対策」は、国土保全対策、建物等の耐震化、施設・設備の耐震化・保守管理など、ハザードによる被害の発生を予防・抑制するための事前対策である。	○	
		④ 「災害対応準備対策」は、体制整備、備蓄や資機材等の整備、訓練など、災害時に実施する災害対応業務を迅速かつ円滑に実施するための事前対策である。	○	

問題	単元名	設問文	正解	解説
共通問題②	3 警報避難	① 市町村(特別区を含む)長は、気象情報と過去の災害の経験を踏まえて、避難が適切かどうか十分に検討して、空振りとならないように慎重な発令をしなくてはならない。	×	市町村(特別区を含む)長は、あらかじめ災害種別ごとに「避難勧告等発令の判断基準」を定めて、迅速かつ適切に避難の必要性を判断し、躊躇することなく(空振りを恐れず)発令することが求められる、が正しい。
		② 気象状況等の段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を確保することが重要である。	○	
		③ 市町村は、あらかじめ災害種別ごとに設定した「避難勧告等発令の判断基準」を基に、迅速かつ適切に避難の必要性を判断し、躊躇することなく発令することが重要である。	○	
		④ 防災情報の伝達は、広く確実に伝達するため、また、機器やシステム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることで伝達することが重要である。	○	
		⑤ 災害発生の兆候が把握された際には速やかに体制を確保できるよう、気象状況を踏まえた体制移行の判断基準をあらかじめ設定し、職員に周知しておくことが重要である。	○	
	4 応急活動	① 市町村(特別区を含む)長は、発災直後、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、救助・救急、医療や消火などの応急活動を、周辺市町村及び都道府県、国、指定公共機関、その他民間などのさまざまな支援部隊と連携しながら、実施することが求められる。	○	
		② 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制及び受援体制を確立することが必要である。	○	

問題	単元名	設問文	正解	解説
共通問題②	4 応急活動	③ 防災関係機関は、被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。	○	
		④ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保する。	○	
		⑤ 通信施設の応急復旧、ライフライン等の施設・設備の応急復旧や、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事等を実施する。	○	
	5 被災者支援	① 被災者への支援は、「災害救助法」に記載されている都道府県知事が実施する救助を漏れなく実施してさえいれば十分な支援ができる。	×	被災者支援は、「災害救助法」に規定されている救助だけでは十分でない。 正しくは、「災害救助法」に規定されている救助に加えて、「災害弔慰金」や「被災者生活再建支援制度」、「税の減免制度」、「その他被災者支援の各種制度」によって被災者の生活再建に向けてきめ細かな支援を講じる必要がある。
		② 災害救助法に基づき、避難所に避難している人の生活支援、仮設住宅の提供、医療の提供等に関する必要な救助を行う。	○	
		③ 被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給、コミュニティの維持回復、心身のケアなど生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	○	

問題	単元名	設問文	正解	解説
共通問題②	6 復旧・復興	① 大規模災害であっても、被災地の復旧・復興は、社会基盤となるインフラを災害発生前の状態に戻せばいいので、地方公共団体は特に計画を策定する必要はない。	×	大規模災害から円滑かつ迅速に復興するために、地方公共団体は、大規模災害時には復興本部を設置し、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ計画的な復興を図る必要がある。
		② あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。	○	
		③ 大規模災害時には復興本部を設置し、復興計画を作成して、大規模復興法等を活用しながら円滑かつ迅速な復興を図る。	○	
		④ 復興に当たっては、原状復旧にとどまらず、再度災害防止、快適な都市環境を目指した、復興特措法等も活用しながら防災まちづくりを行う。	○	
	7 組織運営	① 都道府県知事又は市町村(特別区を含む)長は、災害発生後、速やかに災害対策本部を設置することにより、必要な体制を確保し、被害規模や被害状況等の情報収集を行い、組織全体で状況認識の統一を図り、組織内部だけでなく関係機関と連携した災害対応が求められる。	○	
		② 発災後速やかに、災害対策本部の設置など必要な体制を確保する。	○	
		③ 被害規模を早期に把握し、組織内部及び関係機関間・住民組織間で被害状況等を収集・共有し、状況認識の統一を図ることは重要である。	○	
		④ 資源とは、災害対応への割り当てが可能あるいは潜在的に可能な対応要員、つまり人的資源のことをいう。	×	資源とは、災害対応への割り当てが可能あるいは潜在的に可能な対応要員(人的資源)のほか、資機材や施設、設備等の物的資源を指している。
		⑤ 対策の実行にあたっては、関係機関や住民組織等と緊密に連携・調整を図る。	○	

問題	単元名	設問文	正解	解説
個別問題 (警報避難)	1 警報等の種類と内容	① 気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の川の防災情報では、市町村向けに、リアルタイムの降水量、水位等の数値や範囲を示す情報を配信している。	○	
		② 気象庁の防災情報や国土交通省の河野防災情報は、一度情報を入手すれば、その後に変更されることはないため、改めて確認する必要はない。	×	気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の川の防災情報は、定期的又は随時に更新されることから、常に最新の情報の入手・把握に努めることが重要である。
		③ 時間を追って段階的に発表される防災気象情報を利用して、早めの避難行動を取ることは重要である。	○	
		④ 気象情報の中には、土砂災害警戒情報がある。	○	
		⑤ 気象情報の中には、記録的短時間大雨情報がある。	○	
		⑥ 特別警報は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を示して行う警報である。	○	
		⑦ 気象にかかる警報は、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報である。	○	
		⑧ 気象にかかる注意報は、災害の起こるおそれがある旨を注意して行う予報である。	○	
	2 避難勧告等の判断・伝達	① 従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つである。	○	
		② 指定緊急避難場所へ移動することがかえって命に危険な場合があっても、必ず指定緊急避難場所へ移動しなければならない。	×	従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することは、「屋内安全確保」と呼ばれ「避難行動」の一つである。そのため、指定緊急避難場所へ移動することがかえって命に危険な場合には、「緊急的な待避」をとることが重要である。

問題	単元名	設問文	正解	解説
個別問題 (警報避難)	2 避難勧告等の判断・伝達	③ 避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。	○	
		④ 住民は、避難勧告等の情報に従えば良いので、あらかじめ必要な避難行動について理解する必要はない。	×	個々の住民において、地理的条件や世帯状況、心身状態など、千差万別であり、避難に必要な時間や避難行動の種類などが異なる。そのため、対象地域内の個々の住民にとって避難行動が必要なのかどうか、あらかじめ住民自らが理解し、避難先や避難経路、避難のタイミング等を決めておくことが必要である。
		⑤ 避難勧告等の情報は、行政が一時的に発信するものであるため、様々な手段を組み合わせながら広く確実に伝達することは考える必要がない。	×	避難すべき住民において、情報の入手手段は1つではない。また、住民の滞在场所、保有している機材なども異なる。そのため、共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である。
		⑥ 外出することすら危険な場合であっても、屋外に出て避難する「立ち退き避難」を必ず実施することが重要である。	×	避難行動の種類には、従来の避難所への避難である「立ち退き避難」と、屋内に留まって安全を確保する「屋内安全確保」が基本としてある。外出することすら危険な場合には、避難所までの移動途中で危機的状況になる可能性が高いことから、「屋内安全確保」行動をとることも必要である。
		⑦ 「指定緊急避難場所」は命を守るための避難を目的とし、一定期間避難生活をするための「指定避難所」とは異なる。	○	
		⑧ 避難を考える上で「命を守るための避難」と「一定期間避難生活をするための避難」は同一のこととして扱って良い。	×	「命を守るための避難」は、必ずしも指定避難所に避難することを意味するわけではない。「命を守るための避難」では、指定緊急避難場所や近隣のより安全な場所、より安全な建物、屋内でもより安全な場所へ避難し、命の安全を確保することが目的である。その後、指定避難所へ「一定期間避難生活をする避難」を行う。そのため、「命を守るための避難」と「一定期間避難生活をするための避難」は異なった目的をもつ。

問題	単元名	設問文	正解	解説
個別問題 (警報避難)	3 風水害における警報と避難	① 風水害における避難では、大雨注意報・警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水害)のみで避難先や避難方法を判断してよい。	×	風水害における避難先や避難方法を判断する場合には、大雨注意報・警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水害)だけでなく、台風等を要因とする大雨等の各特別警報、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、流域平均累加雨量、内水氾濫危険情報、府県気象情報、記録的短時間大雨情報等の情報を参考に判断することが求められる。
		② 水害からの避難を判断する上では、気象庁が発令する気象にかかる注意報・警報のみを把握すれば良い。	×	風水害における避難先や避難方法を判断する場合には、大雨注意報・警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水害)だけでなく、台風等を要因とする大雨等の各特別警報、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、流域平均累加雨量、内水氾濫危険情報、府県気象情報、記録的短時間大雨情報等の情報を参考に判断することが求められる。さらに、河川の氾濫を想定し、河川の水位状況を把握することも必要である。
		③ 災害規模の大小にかかわらず、避難にかかる発令は、事象発生の直前で十分である。	×	災害規模が大きくなるほど、浸水想定範囲は広がる。そのため、避難勧告の発令対象地域が広くなり、避難対象者数の増加や浸水想定地域外への避難に必要な時間の増加が想定されるため、より速やかな発令が必要である。
		④ 河川状況や、破堤・溢水の状況にかかわらず、避難に必要なリードタイムは一定で変わらない。	×	河川状況や、破堤、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なる。たとえば、破堤点や溢水箇所の付近では浸水速度が速い上に、水の持つ力も大きい。このような地域では、災害発生の覚知後の猶予が短いため、前もった避難が必須である。
		⑤ 水害からの避難を判断する上で、指定河川の洪水予報や流域平均累加雨量などの情報は参考になる。	○	

問題	単元名	設問文	正解	解説	
個別問題 (警報避難)	3	風水害における警報と避難 ⑥ 浸水深が深いと想定される浸水想定区域のみを避難勧告等の対象区域とするだけで、水害に対する避難判断は十分である。	×	浸水深が深いと想定される浸水想定区域だけでなく、家屋等を倒壊させるほどの氾濫が想定される区域、長期湛水が想定される地域では、立退き避難を検討し、浸水深が浅い場合では、屋内安全確保も含めた避難を考える必要がある。さらには、想定しうる最大規模の降雨時の浸水想定区域を含めて、その全体を避難勧告等の対象区域とする必要がある。	
	4	風水害におけるタイムライン計画	① 風水害では予兆の覚知から災害発生までに時間的猶予があり、「どの主体が」「いつまでに」「なにを」実施すべきか、「どれだけの時間を要するか」を整理することは重要である。	○	
		② 風水害における避難対応において、対応に必要な所要時間を逆算し、実施事項を時系列で配置することは、役には立たない。	×	風水害は予兆の覚知から災害発生までに時間的猶予がある。そのため、「どの主体が」「いつまでに」「なにを」実施すべきか、「どれだけの時間を要するか」を整理し、想定される災害発生日時から所要時間を逆算し、実施事項を時系列で配置することは、早期・適切な避難対応を実現する上で重要である。	
		③ 災害対応にかかる全機関が効果的に機能するためには、関係機関の対応および意思決定事項に基づき、対応組織間で相互調整すべき事項を明確化する必要がある。	○		
		④ タイムライン計画の策定において、過去の災害対応からの教訓や知見を参考に、災害対応の方向性を左右する「決心ポイント」を抽出することは重要である。	○		
		⑤ タイムライン計画の策定において、過去の災害対応からの教訓や知見は参考にする必要はまったくない。	×	過去の災害対応からの教訓・知見を参考にすることで、時系列での対応の展開や関係機関との調整、避難勧告等の発令の実際などを学ぶことが出来る。また、災害対応の方向性を左右する「決心ポイント」を抽出し、自組織の体制を考慮した計画化が重要である。	
		⑥ 主体を明確化し、実施すべき事項を階層的に整理した全体像を記述する方法の1つに「WBS(Work Breakdown Structure)」がある。	○		

問題	単元名	設問文	正解	解説
個別問題 (警報避難)	5 土砂災害 における 警報と避 難	① 土砂災害は破壊力が大きく、人的被害に結びつきやすい。	○	
		② 土砂災害は、突発性は低く、精確な事前予測が可能で、発生してから逃げることは容易である。	×	土砂災害は、洪水等と比較すると突発性が高く、精確な事前予測が困難であり、発生してからは逃げることは困難である。また、破壊力が大きく、人的被害に結びつきやすいことも、土砂災害の特徴である。
		③ 土砂災害の場合、潜在的危険区域を事前に把握することができれば、危険な区域から少しでも離れることで、人的被害の軽減が期待できる。	○	
		④ 土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者については、避難準備・高齢者等避難開始の発令時点で、自発的に避難することは必要ない。	×	洪水等と比較すると突発性が高く、精確な事前予測が困難であり、発生してからは逃げることは困難であるという土砂災害の特徴をふまえると、土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者については、避難準備・高齢者等避難開始の発令時点において、自発的に指定緊急避難場所へ避難することが望ましい。
		⑤ 土砂災害において、夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況である場合には、避難勧告等を発令するタイミングが難しいため、発令する必要はまったくない。	×	洪水等と比較すると突発性が高く、精確な事前予測が困難であり、発生してからは逃げることは困難であるという土砂災害の特徴をふまえると、夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況であっても、躊躇なく避難勧告等を発令することが基本となる。
		⑥ 土砂災害の発生危険度を判定する1つの手段として「スネークライン図」という判定図がある。	○	
		⑦ 土砂災害の発生危険度を判定するための「スネークライン図」では、縦軸を短期降雨指標の60分間積算雨量、横軸を長期降雨指標の土壌雨量指数として、土壌中の水分量を評価している。	○	

問題	単元名	設問文	正解	解説
個別問題 (警報避難)	6 避難場所・ 避難所の 認定	① 災害対策基本法第49条の4・同条の7では、指定緊急避難場所と指定避難所が区別して記述されている。	○	
		② 災害対策基本法では、市町村長は「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を指定することの内容が記されている。	○	
		③ 避難場所・避難所の適不適の判断において、考慮すべきハザードや、降雨状況の意味を明らかにする必要はない。	×	避難場所・避難所は、いかなる災害事象であっても安全であるとは限らない。そのため、避難場所・避難所の適不適の判断は、①対象とする施設を決める、②考慮すべきハザードを明らかにする、③降雨状況の意味を明らかにする、④当該避難所での対応基準を明らかにする、の順で実施する必要がある。
		④ 災害対策基本法施行令第20条の3では、指定緊急避難場所の基準が示されている。	○	
		⑤ 災害対策基本法施行令第20条の6では、指定避難所の基準が示されている。	○	
	7 避難場所・ 避難所の 適否判断 演習	① 避難場所・避難所は、すべての災害事象に対して、常に安全で適切な場である。	×	避難場所・避難所は、すべての災害事象に対して避難場所・避難所として適切な場であるとは限らない。たとえば、低平地や浸水想定区域内に位置する避難場所もある。災害の種別によっては避難場所として適合する場合と、適合しない場合がある。そのため、個別に立地条件・地域性を理解し、災害事象に応じて開設に適する避難場所・避難所を選定することが重要である。
		② 避難場所・避難所の開設においては、個別に立地条件・地域性を理解し、災害事象に応じて選定することが重要である。	○	

問題	単元名	設問文	正解	解説
個別問題 (警報避難)	7 避難場所・ 避難所の 適否判断 演習	③ 避難場所・避難所が位置する地域における気象状況の「極値(過去最大値)」を事前より把握しておくことは、避難場所・避難所の開設等において重要である。	○	
		④ 避難場所・避難所の開設等において、災害発生前から収集可能な情報や、災害後に収集可能な情報を区別する必要はなく、災害発生後にあわせて収集するだけで十分である。	×	災害発生の危険性が高まった場合に、迅速に避難場所や避難所を開設するためには、情報収集・処理にかかる時間を極小化することが1つの方策である。そのため、災害発生前から把握・収集可能な「静的な情報」と、災害発生・災害予兆発生時に収集可能な「動的な情報」の2種類を的確に区別し、情報収集源を整理することが重要である。
		⑤ 災害発生前から把握・収集可能な情報を「静的な情報」、災害発生・災害予兆発生時に収集可能な情報を「動的な情報」という。	○	